【長崎委員提出資料】

公益社団法人 全国保育サービス協会の取り組み

- 1. 公益社団法人全国保育サービス協会の概要
 - (1)事業の目的

子どもの成長発達の基盤となる家庭養育の支援を基本理念とし、保護者等の委託 を受けて、その居宅等に訪問して行う保育サービス(訪問保育サービス)等を通し て、すべての子どもと子育ての家庭の良質な成育環境を保障することのできる社会 の実現に寄与することを目的とする。

(2)あゆみ

平成元(1989)年 任意団体 全国ベビーシッター協会

平成3(1991)年 社団法人 全国ベビーシッター協会

*「自主基準」、「研修制度」、「資格認定制度」、「ベビーシッター総合補償制度」等 日本におけるベビーシッター事業の在り方を整備し仕組みを築いてきた。

平成 24(2012)年 公益社団法人 全国保育サービス協会

(3)会員数 令和2年11月現在

- ・訪問保育サービス事業者会員 83 社
 - *登録ベビーシッター数:約21,000人
 - *会員事業者による都道府県のカバー率 91.5% (43/47 都道府県)
- ・施設保育サービス事業者会員 7社
- ・指定保育士養成施設会員 18 校法人 合計 108 法人

(4)主な事業

- 1. ベビーシッター資格認定制度事業
 - *認定ベビーシッター資格取得者数 30,361 人 ※令和2年11月現在 (認定試験による取得者:2,622名、指定校による取得者:27,739名) *認定ベビーシッター資格取得指定校数 56 校
- 2. 研修事業
 - *ベビーシッター養成研修、現任研修、専門研修、経営者研修の実施 *居宅訪問型保育基礎研修、居宅訪問型保育専門研修、補足研修の実施
- 3. 調查研究事業
- 4. 啓発事業 (広報活動)
- 5. 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(国庫補助事業)※平成6年度から
- 6. 東京都ベビーシッター利用支援事業(東京都助成事業) ※平成30年度から

- 2. 公益社団法人全国保育サービス協会の取り組み
 - (1)全国保育サービス協会会員事業者の対応

採用時の流れ



① 面接

- ・対面面接が基本である。
- ・選考時にベビーシッター(保育者)としての適性検査を行っている事業者は、 2割程度であり、実施している適性検査は、自社で作成したものがほとんどであ る。
- ○面接時に重要視していることは… ※事業者アンケートより
 - 第1位 人柄
 - 第2位 身だしなみや礼儀作法
 - // 清潔感
 - 第3位 笑顔、表情
 - 第4位 子育て経験の有無
 - 第5位 保育経験の有無、年数
 - 第6位 勤務条件があっている
 - 第7位 身元の確認がとれている
 - 第8位 保有資格の種類
 - その他 第一印象、発言の一貫性、保育経験が長くても短期間で転職を繰り返している人は避ける、研修への参加が可能か、時間を守れるか、責任感があるか、面接時の聞き方や話し方(コミュニケーション)、保育で大切だと思っていること

② 採用時

・ベビーシッターとして就業する前に採用された事業者による着任時研修(自社研修)を行い、各事業者のシッティングマニュアル等を学ぶ。

[着任時(就業前)研修の主な内容] ※令和元年度実態調査報告書より抜粋

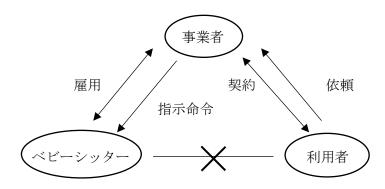
- ・業務の流れ、書類の書き方等の実務
- ・保育者としてのマナー、姿勢

- 倫理上の禁止事項や留意事項
- 安全対策、緊急時対応
- ・保護者との接し方、保護者対応
- ・子どもとの接し方、あそび方等
- ・子どもの健康、ケガへの対応等

※採用後に集団保育の場での実習や管理職者による同行実習を行う場合もある。

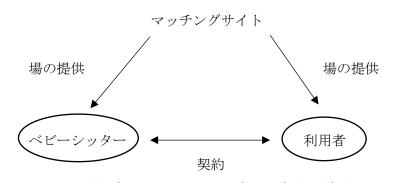
- ○採用時に「誓約書」をもらっているか… ※事業者アンケートより
 - ・「誓約書」の提出をさせている事業者は約9割弱であった。
 - 第1位 守秘義務(個人情報)に関すること
 - 第2位 服務に関すること
 - 第3位 雇用契約に関すること
 - 第4位 退職後の制限に関すること
 - 第5位 怠慢・過失による損害賠償に関すること
 - 第6位 反社会的勢力等に関すること
 - 第7位 虚偽申告に関すること
 - 第8位 懲戒処分の有無
 - 第9位 刑罰の有無
 - 物品のあっせん・販売に関すること
 - 第10位 健康に関すること
 - 第11位 児童虐待の有無
 - 第12位 適性に関すること
- ○採用時に「身元保証書」をもらっている事業者は約半数であった。

③ 事業者型 (請負型) の仕組み



利用者と事業者が契約を結ぶ

○マッチング型の仕組み



利用者がベビーシッター個人と契約を結ぶ

- ④ 採用後の事業者の管理体制 ※令和元年度実態調査報告書より抜粋
 - ○定期的(年1回以上)に管理・確認を行う 就労可能日・時間帯の確認、健康診断の受診状況の確認、就労継続の確認、 面接・面談、自己評価チェック等を行う。
 - ○自社研修の実施

約50%強の事業者が需要が高いテーマの研修を実施し、年に一度は受講するように義務付けている。

○自社研修以外の研修受講状況の確認

ベビーシッターの資格要件になっている ACSA ベビーシッター養成研修、ベビーシッター現任研修、自治体が実施する居宅訪問型保育基礎研修等の受講状況を確認や受講の奨励。

- ○保育の質の向上のための取組み (研修以外)
 - ・保育や安全にかかわるマニュアルの配布
 - ・ベビーシッターからの質問、疑問、悩み等を受け付ける窓口(担当者)を設置し、個々に対応している。
 - ・事業者やコーディネーターとの面談の機会を設けている
 - ・所属するベビーシッターが集まり、情報交換や懇談する機会を定期的に設けている。
 - ・定期的に保育や安全対策等に関する情報を提供している。

⑤トラブル、苦情対応

- ベビーシッターと利用者とのトラブルや苦情は事業者が対応する。
- ・トラブルや苦情があったベビーシッターに対しては、事業者が個別に面談し指導 する。

・ACSA に苦情の連絡があった場合は、事業者に連絡し、誠意ある対応をするよう に伝える。

⑥賠償責任保険、傷害保険への加入

ACSA 会員事業者には、賠償責任保険及び傷害保険への加入を義務付けている。

[保育サービス業総合補償制度におけるベビーシッター事業の過去5年間の保険 対象事故件数]

令和元年 4件 / 257件中 (賠償 3件 内物損 2件 / 傷害 1件)

平成30年 5件/224件中 (賠償5件全て物損)

平成 29 年 3件 / 136 件中 (賠償 1件 物損 / 傷害 2件)

平成 28 年 7 件 / 137 件中 (賠償 4 件 内物損 2 件 / 傷害 3 件)

平成 27 年 4件 / 113 件中 (賠償 4件 全て物損)

※保育施設での事故も合わせた総数件数中のベビーシッターの事故件数を示す

参考: ACSA 入会審查

全国保育サービス協会では、入会を希望する事業者に入会審査をしている。

※「入会退会要綱」より抜粋

[提出書類]

- 1. 入会申込書(様式第1号:訪問保育サービス事業者向け)
- 2. 法人等概要記入書(様式第4号:会社の外観及び事務室の写真を添付のこと)
- 3. 経営者等申告書(様式第5号)
- 4. 営業内容に関する書類
 - (1) 利用者との利用契約を証するもの(業務請負委託契約書)
 - (2) 利用者規約
 - (3) 利用申込書
 - (4) パンフレット等顧客向け案内資料 (料金体系を示すものを添付)
 - (5) 保育(シッティング)レポート又はこれに類するもの(業務記録)
 - (6) 予約・手配表又は予約受付簿等利用者の予約とベビーシッターの手配状況が 確認できるもの
- 5. ベビーシッターに関する書類
 - (1) 就業規則
 - (2) 就労に関する契約書
 - (3) シッティングマニュアル
 - (4) 自社研修資料
 - (5) ベビーシッターの名簿

なお、業務委託等、雇用関係によらないベビーシッターを利用する事業者は、 下記の書類も併せて提出すること。

- (6)ベビーシッターとの業務委託契約書
- (7)シッティングに関する業務仕様書(または、それに準ずるもの)
- (8)シッティングのサービス水準を確保するための仕組みを確認できるもの
- 6. 開業を証明する書類

下記の3種を提出する

- ① 現在事項全部証明書(3か月以内の原本で目的欄に「ベビーシッターの請負」もしくは「訪問保育サービスの請負」が明記されていること)
- ② 定款の写し(「ベビーシッターの請負」もしくは「訪問保育サービスの請負」 が明記されていること)
- ③ 法人の決算書・代表者の確定申告書又はこれに代わるものの写し(直近のもの)
- ④ 児童福祉法第59条の2第1項による届け出が受理されたことがわかるもの。 なお、訪問保育サービスを行う事業所を有する場合(現在事項全部証明書に記載 されている支店は除く)には、「法人等の設立申告書」の写しを添付すること。
- 8. 代表者経歴書(自筆で実印を押印、最終学歴から記入)
- 9. 賠償責任保険2種の証書の写し
 - (1) 以下の①及び②の条件を満たすべビーシッター業経営者賠償責任補償保険の証書
 - ① 対人賠償(最低:1名1億円·1事故5億円)
 - ② 対物賠償(最低:1事故500万円)
 - (2) 以下の①から③の条件を満たすべビーシッター請負先のお子さま、保育園児の傷害事故補償保険の証書(普通傷害保険)
 - ① 死亡・後遺障害保険金額(最低:1口100万円)
 - ② 入院保険金日額(最低:1口1,500円)
 - ③ 通院保険金日額(最低:1口1,000円)
- 10. 誓約書 (様式第6号:自筆で実印を押印) 及び印鑑証明書
- 11. 労働保険ならびに社会保険の加入状況申告を示す書類(加入者番号等)
- 12. 1年の営業実績を示す書類

(2) 事業者の取り組み ※事業者アンケートより

- ・ベビーシッター(保育者)として不適格やトラブルのあったシッターの情報を共有できるとよい。経歴に他社での勤務歴があった場合、退職理由を本人に確認しているが、場合によっては照合して合否の参考にしている。
- ・人柄だけでなく、倫理観、責任感、保育観、柔軟性等々、必ず対面面接を実施して いる。
- ・住民票、家族(同居以外も含む)の連絡先、健康診断書(血液検査含む)の提出を 義務付けている。
- ・虐待、刑罰の有無については、面接時に確認している。

・身元保証人には、ベビーシッターが故意または重大な過失により事業者に損害を与 えた場合は、本人にその責任を取らせると共に、身元保証人として連携して誠実に 賠償の責任を負ってもらうことを誓約してもらっている。

3. 今後の取り組みについて

- ・面接、採用段階でのチェックポイントを作成する。
- ・ベビーシッター (保育者) の適性診断テスト等の導入を検討する。
- ・誓約書のモデル文例を作成する。
- ・保証人制度について検討する。
- ・ACSA として、会員事業者に所属するベビーシッターで有資格者(従事要件を満たしている者)の登録管理を行いたい。

4. 課題

- ・苦情、トラブルの多いベビーシッターの情報をどう共有するか 犯罪歴がないことを証明する仕組みや、不適切な保育を行った保育者の情報共有 は必要と考えるが、このことについては、充分な議論と専門家(弁護士等)の 意見聴取を行い、慎重に検討したい。
- ・ベビーシッターの登録管理、有資格者の登録管理の方法
- ・ACSA 内に相談窓口の設置の検討

5. まとめ

ベビーシッターによる保育は、基本的に保護者が不在の家で一対一の保育であるため、保育者には子どもに関する知識と保育技術、そして何よりも高い倫理観が求められる。事業者は、事業者自らが提供する保育サービスの品質に責任を持ち、ベビーシッター(保育者)を指導管理することに加え、保育者の資質の向上のための研修を継続的に行うことが必要である。

ベビーシッター事業は、子どもの命を預かる責任の重い事業であり、子どもの育ちに良くも悪くも直接的に大きな影響を与える可能性がある事業でもある。そのため、この事業を運営するにあたり、提供する保育サービスについて基本的に事業者が全責任を負う形で運営することが望ましいと考える。

マッチングサイトの仕組みは、利用者の利便性に貢献する面もあると考えられるが、マッチングサイトを通じて個人の保育者と直接契約し、利用する際のリスクをきちんと理解した上で利用することができるような取り組みも必要である。また、マッチングサイトの仕組みは活かしながらも、運営事業者が提供されるサービスに責任を持つ形で事業が運営されることが望ましいと考える。